⑶　工事場所　自）東京都品川区東八潮
　　至）東京都品川区八潮２丁目
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝約1,889m
　シールド工　延長　Ｌ＝約1,255m
　シールド機製作　１式、一次覆工　１式、内部構築工　１式、二次覆工　１式、坑口処理工　１式、坑内整備工　１式、仮設備工　１式、坑内設備工　１式、シールド水替工　１式、坑外設備工　１式、地盤改良工　１式
　立坑工　２箇所　延長　Ｌ＝約55m
　本体構築工　１式、内部構築工　１式
　道路改良工　陸上トンネル　延長　Ｌ＝約199m
　道路土工　１式、カルバート工　１式、地盤改良工　１式、仮設工　１式
　道路改良工　Ｕ型擁壁　延長　Ｌ＝約380m
　道路土工　１式、擁壁工　１式、地盤改良工　１式、仮設工　１式
　実施設計（シールド工）１式
　現地調査　１式(海上ボーリング　４箇所、深浅測量　１式)
⑸　工期　契約締結の翌日から平成29年３月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約29,800㎥、鉄筋　約4,900ｔ
⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻～⑾　第１号１⑻～⑾に同じ
⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑻で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は川崎国道事務所のホームページにより公表する。
⒁　第２号１⒁に同じ
⒂～⒆　第１号１⒂～⒆に同じ
２　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年10月21日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から357号東京港トンネル（その２）工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　第１号２⑴に同じ
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑤　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋐　単体又は共同企業体の代表者として施工したシールド工法（密閉型）による道路トンネル工事で、施工（セグメント）外径8.0m以上であること。
　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。
　特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。
㋑　シールド工法（密閉型）による工事で、施工（セグメント）外径8.0m以上であること。
　また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑥　第１号２⑸に同じ
⑦　第１号２⑺に同じ
⑧　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑨　第１号２⑽に同じ
⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。
　また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　第１号２⑹①に同じ
②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴⑤に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者は上記㋐の工事経験を有し、その他の構成員の主任（監理）技術者は、㋑を施工した経験を有すること。
　また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２⑹③に同じ
⑶　実施設計にあたっては、次に掲げるいずれかの基準を満たす設計技術者を当該設計に配置できること。
⒜　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
⒝　技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
⒞　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
⒟　博士（工学）
⒠　土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）
⑷　第１号２⑼に同じ